

京都帝國大學法學部

經濟論叢

第八卷 第六號

大正八年六月一日發行

論說

資本税の課徴方法……………

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會……………

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察……………

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質……………

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論(四完)……………

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的(三完)……………

法學博士

山本美越乃

米國のI、W、W運動の研究(三)……………

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて(三完)……………

文學士

高田 保馬

時事問題

收入豫算の見積を論ず(二)……………

法學博士

小川郷太郎

少年勞働及徹夜業の禁止……………

法學博士

戸田 海市

雜錄

英國の勞働不安……………

法學博士

河田 嗣郎

ビュツヘルの經濟階段說に就いて……………

法學士

本庄榮治郎

紙幣の減價に就いて (二、完)

高 田 保 馬

五

一般の場合としては、金に對する打歩が國際貸借の關係より生じ、而してかゝる場合に於ては一般的減價が特殊的減價に及ばず、紙幣國の貿易が都合よき狀況に置かるる事は前述の通りである。併しながら、吾人は亦數多の場合に於て金に對する打歩が爲替の關係を離れて先づ國內に生じ次にそれが爲替の上に影響を及ぼす事實を認めなければならぬ。殊に、金紙の開きの特別に著しき場合に於ては其成立多くかゝる道行に負へるものである。即ち紙幣を發行する國家の國民より受くる信用が著しく薄いだる場合には、世人は其支拂を紙幣を以てすまし、正貨を準備として蓄藏する、而して此目的に正貨を得んが爲には、打歩を拂ふを辭しない。紙幣の濫發愈はり國家の信用益落つるに及べば、此打歩は愈高くなると共に、正貨は市場より跡を絶ち補助貨も其影を潜める。勿論此時外國宛爲替手形が之に伴ひて騰貴する事は言をまたないが、それは此國內に於て打歩が爲替關係とは獨立に生じ得る事を否定しない。而して、金に對する打歩が國際貸借の關係を離れ此の如くにして専ら國內的事情より生ずる場合に於ては、此打歩は常に一般物價の騰貴よりも小なる可き性質を有する。この事を説明する前になほ注意を要する一の場合がある。

紙幣増發の結果として紙幣國に於ける物價は漸次に騰貴する事があるであらう。此騰貴に伴ひ

て、若し他の事情にして變化なしとするならば、外國宛爲替手形は騰貴し、従ひて國內に於ける金の打歩は新に發生し増加する。此道行は常に國際貸借關係の仲介を要するものである、何となれば、物價の騰貴は恐らく輸入の増加輸出の減少を生じ、勢外國に對する支拂の増加となり紙幣の對外價值は減少し其結果金に對する打歩の増加を見るのである。而して此場合は金に對する打歩が爲替相場に追隨して生じたとは云ふものの、此爲替相場に變動を生ぜしめたる、間接の原因は國內に於ける物價の騰貴にある。しかし物價の騰貴そのものが直接に金に對する打歩を生せず、國際貸借の仲介を経て居る點に於て、國內の事情に基くとも云ひ難い。云はゞこれ間接には國內事情、直接には國際的事情に負ふ中間の場合である。而して對外關係に基きて金に對する打歩發生するや、其大さは物價騰貴の程度よりも大なりと云ふ前の提言は、此國內物價の騰貴をまたずして既に成立する金の打歩についてのみ、飽迄妥當なり得る。此國內の一般減價先づ存して爲替の騰貴之に伴ふ場合に就いてはなほ一應の吟味を要する。

紙幣の一般的減價と其對外價值の減少との間に密接なる聯絡の存する事は疑を容れざる所であるが、此密接の程度如何は問題である。曾ては此二者の中前者が平行的に後者を伴ふと信ぜられて居たが、事實に就いて見ると決してさうではない。一に國際貸借の狀態如何によりて決定せられる。若し、對外債權の巨額を有し又は多額の輸出超過によりて貸借の均衡を維持しうる場合にありては國內における一般的減價も何等爲替の騰貴を生ぜざる可きである。従ひて今、紙幣の増發に伴ふ物價騰貴によりて金に對する打歩が生ずる場合、此打歩と物價騰貴の程度との大小如何は一

に此國際貸借の事情によりてのみ決定せらるるものである。若し此國內物價の騰貴なくしてなほ輸出入の決濟又は公債及び其他外國資本に對する利拂配當等の事情から金貨國との貸借關係が借越となる場合には、國內の物價騰貴を間接の原因として生じ來る金に對する打歩はかの一般的減價の程度に超過する。事情之に反する時は、對外的減價從ひて金に對する打歩は生じない事もあり得可く、生ずるとも一般的減價の程度に及ばない。而して、若し此物價騰貴なしとすれば、主に輸入の關係に基く國際貸借が略ぼ均衡を得たりし場合に於ては、此二種の減價の大小如何。此問題に姑く國內の複雑なる事情から離れて考ふる時は、恐らく二者は相等しかる可き運命を有するであらう。新なる輸入の増加は、外國に對する支拂の増加、爲替の騰貴を來し、之によりて金の國際的價格を國內に於ても一般的水準までに高め上げんとするであらう。此運動は一方に於て金の國內に於ける價值を元の水準まで上げる以上に進むとは考へられない。他方に於て、此運動は比較的——少くとも逆の運動即ち金の騰貴に伴ふ様に一般物價を引き上げる運動に比して——容易に行はれるを常とする。しかし此運動の完成もなはいくらかの時日を要する事は云ふまでもない。以上の事實をレキシムの言を借りて之を要約する。『內國の輸出品の名目價格が騰貴するも、外國に於ては之が爲に金を以て高く支拂はるゝものに非ず。紙幣の外國貨幣に對する價值は下落せざる可からず、然れども下落の程度如何は支拂均衡の關係によりて決せらる。』『對內價值の著しき變動は多少とも完全に、或は寧ろ強く、或は更に弱く、對外價值の變動を誘致す。之に反して、對外價值の獨立なる變動が對內價值に及ばず影響は甚だ徐々にして、且つ微弱なるのみならず屢次の

如き場合あり即ち一見對外價値の變動に應じて内國物價の變動あるが如きも、よく吟味する時、後者は獨立に變動したるに外ならざる場合はなり¹⁶⁾。

果して然りとすれば、國內の物價騰貴によりて間接ではあるが對外價値が減じ金に對する打歩が加はる場合に於ては國際貸借の關係から生ずる金に對する打歩は一般に物價騰貴の程度より大なりと云ふ譯には行かぬ。たゞ紙幣國が多くの場合に於て、輸出入の關係上金貨國に對して借方の地位に立ち、且つは多大の外債を有する事屢なる關係上、金に對する打歩が一般物價の騰貴よりも大なりと云ふ事が實際上大體に於て妥當なり得るのである。併しながら、此際國內の物價騰貴そのものが國際貸借の關係を通じて金に對する打歩を生ずる時、其大さと物價騰貴の程度との大小を他の事情の影響を離れて知るが爲には、思ふに、此物價騰貴なくして國際貸借が均衡を得つゝある場合を假定し、此場合について考へなければなるまい。前に述べたるが如く、國內に於ける複雑の事情を離れて云ふならば、此場合國際通貨金を以て測らるゝ物價の國際的均衡の運動を生じ、紙幣の對外價値の減少、金に對する打歩は從ひ伴ふ。此打歩が物價騰貴の程度までに達する時はかの均衡が新に確立せらるゝ時、而して恐らく、紙幣國の輸出入が舊態に復する時であらう從ひて、此特殊的減價は一般的減價以上には上る理由がないと同じく、上りつめて落ち付く可き點は一般的減價の程度までであらう。但し此際附言すべき事が二つある。それは國際貸借の内容如何によりて落ち付く可き點に幾分の差異があるであらうと云ふ事、また此均衡の運動に於ても oscillation の法則が行はれ、一時的には特殊的減價が一般的減價よりも高くなるかもしれないと云

ふ事である。それはいづれともあれ、一般には此均衡には多少の時日を要する、且つ又紙幣の増發引つゞき行はるゝ場合には内國物價の刻々新なる騰貴があり、従ひて特殊的減價の適應が之に伴ひ得ざる事があり得る。此等の事情を綜合して考ふれば、國內の物價騰貴が國際貸借を通じて生ずる紙幣の特殊的減價は一般的減價に合一する傾をもつものであるが、之に及ばざる事があり得るであらう。而して驟りて、さきに考察の外に置いた國內の事情を併せ考ふるに愈其の然るを認め得るのである。而して此國內の事情の作用は此場合ならびに金の打歩が純國內的に生ずる前掲の場合の何れにも行はるゝものである。

六

對外の關係を離れ單に國內の事情のみに就いて考察すれば、特殊的減價が一般的減價よりも小なり得る理由は十分に存在する。

第一には紙幣の減價に伴ひて正貨は漸次流通界を去りて貨幣たる役目を演じなくなる。本來金に對する需要の最重なる部分は貨幣としてのそれであるのに、今や此需要が全く又は大部分止み其用途は僅に地金としてのそれに限られる。例へば米が國民の常食たる事止むとするならば忽ち其價格の下落を見るが如く、金の價格は自然引下げられる傾があるであらう。隨て一般物價の騰貴に比して金騰貴は小なる可き理由を有する。學者によりては此外になほ同様の傾向を有する事情として、商品の取引に於ける投機的要素の作用を擧ぐるものがある。即ち紙幣愈増發せられ益其價値を減ずるに及べば、人々は將來に於て此下落の勢の愈進む可き事を考へる。しかし商品の價

格には情力が存して、其騰貴を不斷に此紙幣の減價に追隨せしめ難き事を思ふ。従ひて稍遠き時期の事を見計ひて現在の價格を高からしめる。金の價格の變動は割合に急速に行はれ得るから、此必要がない。其結果金の騰貴は一般物價の騰貴に及ばぬ事となるであらう。但し、此種の事情はかゝる傾向を有しうると云ふに止まり、反對の傾向を有し得ずと云ふのではあるまい。即ち、或は投機が金の側に強く行はれ其結果金の騰貴をして却りて大ならしむる事もあり得ないであらうか。今容易に之を否定する譯には行かぬと思ふ。而して兎に角に此等國內の事情は一般的減價よりも特殊の減價を小ならしめる傾向を有する。勿論此二の減價の差異は事實に現はれてもやがて之を消失せしむ可き運動を誘致する。即ち、金は比較的其價格高き外國に向ひて流出し、之によりて其國內の價格をも世界的水準に高め上げんとするのである。併しながら、此運動は前にも述べたるが如く、其完成には多少の時日を要するものであり、従ひて金紙の開きの物價騰貴よりも小なる状態は割合に永き期間に亘りて存続し得る。(註)

(註) 金が貨幣たる用途を失ふ事よりして特殊の減價は一段の減價に及ばずと云ふ説明はチオカアの貨幣論に於て詳述したる所である。而してキンレイは商品に於ける投機又は見込によりて同様の事實を説明せんと企てた。キンレイはまた此外、如上の事實を説明せんとして次の如き事を述べて居る。増發せられたる金の紙幣は信用の基礎となる。一般商品に對する需要の増加は此増加したる紙幣を以てせらるゝのみならず之を基礎とする信用を以てせらるゝ。然るに、金に對してはかゝる二重の需要増加は起らない。これ金の騰貴を小ならしむる事情である。吾人は此主張が理論的に成立しうるやを疑ふ。¹⁷⁾

併しながら此運動が完成せられたとしても、換言すれば、國內に於て貨幣たる用途を失へるが爲に比較的に下落したる金が國際的價格の水準迄に高め上げらるゝとしても、若し此紙幣國が世

17) Walker, Money, 1891. p. 389.

18) Kinley, Money, p. 346.

界全體から見ても相當に多量の正貨を包有しつゝあつたものとすればなほ金に對する打歩は一般物價騰貴の程度よりも低かる可き道理である。即ち此紙幣國から流出したる金は、金貨國の正貨を増加せしめ、從ひて金の世界的價格を幾分にても下落せしむ可きである。此下落の程度如何は紙幣國が嘗て包有したる金の數量從ひてそが世界の金貨國として占めたる勢力の如何に依存する。この事はヲオカアもキンレイも明に認めたる事である。しかしながら、此道行によりて説明しえらるゝ所の物價騰貴と金紙の開きとの差額は大抵の場合極めて僅少のものであらう。

さて以上は從來の學者の説明を簡單に總括したるに過ぎない。しかし此等の説明が果して特殊の減價の割合に小なる場合を残り無く説明しうるやを疑ふ。吾人は少くともなほ次の如き可能的説明の考へ得らるゝ事と思ふ。今假に通貨の膨脹のみにより、從ひて何等商品側の事情に起動的原因なくして物價の騰貴が行はるゝ場合ありとする。此際騰貴の率を二割とすれば、一切の商品を通じて一樣に皆二割の騰貴を見るかと云ふに決してさうではあるまい。品物により我は一割或は三割或は一割五分の騰貴を見て其平均が一割近くになるであらう。通貨の膨脹は各人の購買力の増加を意味し(物價の騰貴が此膨脹の結果として生ずる限り)、此増加せられたる需要の結果として物價は騰貴する。而して、需要の増加程度は品物によりて差異ある可く、之に應ずる供給の増加が亦どれ丈の價格の騰貴によりて可能なるかにもそれぞれ品物によりて差異があらう。結局價格騰貴の程度は品物によりて一樣なるを得ない。吾人は今金が此點に於て他の商品と如何なる差異を有するかを明確にし得ない。併ししながら紙幣國に於てそれは單に一の商品に過ぎない。商品たる

以上其騰貴の率が他の一般物價のそれに及ばざる事あるのは當然の事であらう。吾人の問題とする減價の差異は此點からして更に説明を加ふ可きではなからうか。吾人は所謂投機又は見込に於ける差異以外此方向に説明を得可しと考へる。殊にヲオカアの「クラシック」なる説明も紙幣がなほ正貨と相ならびて流通する場合を説明する事はできない。また、正貨が紙幣に對する不信用疑懼の爲に蓄藏せらるゝ事を考ふる時は、其主張も頗る其力を減ずる。商品に對する投機又は見込の點よりする説明の十分ならざる事は前に述べたる通りである。

此の如く考へ來れば、紙幣の特殊的減價はそが専ら國際貸借關係から生ずる限りに於ては一般的減價よりも大なる可き運命を有して居る。然れども、そは國內的事情に基きて生ずる（國際貸借の仲介を経ずして金に對する打歩を生ずるとも、また物價騰貴が國際貸借の關係を通じて金に對する打歩を生ずるとも）、限りに於ては特殊的減價が一般的減價よりも小なる可き道理である。従ひて一々の場合に於ける二種の減價の大小は、特殊的減價が重に何れの事情から生じたるかによりて定まる。而して、金に對する打歩が對外關係より生ずる事の一般なりと認めらるゝとせば特殊的減價の方大なる可く、従ひて、一般に紙幣の減價は輸出を助長すと云ふデイドの提説が是認せられる。要するに、特殊的減價は一般的減價と相一致し相伴ふ可き傾向をもつ、價格が生産費によりて定まると云ふ提説と同一意義に於て二者は相一致すべきものである。しかし幣力摩擦の現象が二者の適應を不完全ならしめ、此不完全なる期間の現象として外國貿易上のかゝる關係が存在しうるのである。（七年十二月十四日）